

[事案 25-99] 契約無効請求

・平成 26 年 2 月 24 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時、募集人から虚偽の説明を受けたこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

同一の募集人から、昭和 62 年 12 月に定期保険特約付終身保険を契約し、平成 7 年 12 月に定期保険特約付終身保険に契約転換していたが、転換前契約の契約時、「10 年満期の積立貯蓄型の保険である」との虚偽の説明を受けており、また、契約転換時には、「保障を大きくするだけで、10 年満期の積立貯蓄型の保険のままである」との虚偽の説明を受けた。

よって、転換前契約と転換後契約を、取消しまたは無効とし、両契約の既払保険料を返してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約の際、募集人はパンフレットや設計書等を用いて説明しており、申立人は、予め契約内容が印字された契約申込書の内容を確認のうえ、契約者欄に署名押印している。
- (2) 契約転換の際、保障額を見直しできること、「減額（保険料同額）プラン」や「転換制度」等、何種類かのプランの内容と特長を資料で案内しており、募集人もそのことを説明している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、民法 96 条 1 項にもとづく詐欺による取消し、または民法 95 条にもとづく錯誤による無効を求めるものと判断する。

2. 詐欺取消について

申立人は、募集人が、転換前契約は「10 年満期の積立貯蓄型の保険」であり、申立人が累計保険料約 180 万円を支払い、満期時に約 140 万円を受け取ることができる内容の保険と説明し、また、転換後契約については「保障が大きくなるだけで保険期間や満期時の受取金額に変更はない」と説明をしたと述べている。

しかしながら、募集人は死亡しているため、募集時のやり取りについては明らかではないが、定期保険特約付終身保険である転換前契約も、転換後契約も、申立人が述べる「10 年満期の積立貯蓄型の保険」の内容とは明らかに異なり、申立人が署名捺印した契約申込書の記載に明確に反するような説明を、募集人が口頭で行うとは考えにくい。よって、申立人の供述のみから、募集人が虚偽の説明をしたと認めることはできず、詐欺取消しは認められない。

3. 錯誤無効について

仮に、申立人が両契約の内容について錯誤に陥っていたとして、その錯誤が要素の錯誤であったとしても、契約申込書において「10年満期の積立貯蓄型の保険」ではないことは容易に理解でき、申立人には重大な過失があったと言わざるを得ない。よって、申立人の錯誤無効の主張を認めることはできない。